

# 兵庫県公報

平成27年 7月31日 金曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業課) .....	1

## 公布された法令のあらまし

- 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第41号）  
県内において本社機能を担う事業所の移転又は新增設を促進させるため、事業税又は不動産取得税の不均一課税を受けようとする者が提出する確認申請書の提出期限を改めることとした。

## 規 則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県規則第41号

#### 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第5号中「新本社建築物の建築又は権原の取得に関する契約を締結した日の翌日から起算して14日を経過する日」を「会社法（平成17年法律第86号）第916条の登記の日その他の新本社事業所の所在場所に係る登記の日（これらの登記を要しない場合にあつては、本社機能立地計画に記載された本社機能の移転予定日）から起算して14日前の日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この規則は、平成27年8月1日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日以後に改正後の規則第7条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）に規定する新本社建築物の建築工事が完了し、若しくは権原を取得した法人について適用する。